

個人用としてお米を輸入しようとする皆様へ

- 個人用としてお米を輸入する場合で、関税等の免除の適用を受けようとする場合には、法令の定めにより、個人用物品の一般的な免税規定のほか、過去1年間のお米の輸入数量が100kg以下であることを届出して、農林水産省職員の確認を受けることが必要です。

《届出の方法》

- ① この届出用紙（3枚複写になっています。）に必要事項を記入してください。
- ② 届出用紙の1枚目（地方農政局等提出用）と2枚目（税関提出用）をお近くの地方農政局等（空港や海港では、植物防疫所のカウンターでも届出を受け付けています。）へ提出してください。
なお、提出の際には、輸入される方の住所・氏名を確かめるに足る資料（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポートなど）を提示するか、その資料の写しを添付してください。
- ③ 提出された届出書は記載内容を確認した上で2枚目（税関提出用）を返却いたしますので、お米の輸入申告の際に税関係官へ提出してください。
- ④ 3枚目（本人控え用）は、控えとなりますので大切に保管してください。

《記入上の注意》

- ① 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに国籍と旅券番号を記入してください。
- ② 住所・氏名欄には、ふりがな又は英字による表記もあわせて記入してください。

※ 関税等の免除の適用を受けて個人用としてお米を輸入する場合、この届出を行わず、又は虚偽の届出をした場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処されることがあります。

※ この届出によって得られた個人情報、厳重に管理し、当該届出の確認以外の用途には利用いたしません。

※ この届出に関してご不明な点がございましたら、地方農政局等（北海道農政事務所（北海道）、東北農政局（宮城）、関東農政局（埼玉）、北陸農政局（石川）、東海農政局（愛知）、近畿農政局（京都）、中国四国農政局（岡山）、九州農政局（熊本）、内閣府沖縄総合事務局（沖縄）をいう。）にお問い合わせください。